

1班+2班

①市民	②市議会	③市長等
企画立案 ・市民（住民）が市の事業に対して要求ばかりではなく地域でできる代替案等ができれば。（議員を通じて） ・市政への参加にあたり、その発信及び行動に責任を持つ	評価 ・市議選での公開討論会の必要他議員の活動評価→議員通信等 ・議会の単年度予算等を加味すると重要施策に乏しい ・議員の質が悪い。議員1人1人が自分の責務を果たしていない。（定数は16名で良い）	市長（住民ニーズの把握と説明） ・職員はそれぞれの地域へ出かけて行き、それぞれが担っている役割の実態を確かめ、地域へ協力してもらうことがあればお願いしては。 ・主張は職員に指示している部長クラスに施策遂行と実態（地域）を定期的に公表させる。
参画 ・行政やまちづくりに対して積極的な関わりに欠ける ・市民は多様な価値観を認め合い地域の活動に取り組むよう努める。 ・市民はイベントに積極的に参加すべき ・集落（自治）ないの各団体にどれか必ず入って参画する事が重要。	情報公開、情報発信 ・議員との対話 ・市議選での公開討論会の必要他 ・議会の透明性と公開 ・自治会と議員との繋がりがなくなっている ・議員は市民のことを知るべき ・議会は細やかな情報も伝えるべき ・議会を分かりやすくする	・市の地域に対する事業で、どこからどんな要望に基づいたものであるかの説明がない ・行政からの地域住民に対する協力要請のアプローチがな ・住民目線、要望。相生市に対する誠意ある回答 ・市は市民自治によるまちづくりを推進するために地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、積極的に活動を支援するよう努めなければならない。 ・市長は市民への平等性を欠いてはいけない ・誰もが同じ条件受けられる福祉的な援助 ・市長は他市との比較よりいつも120%の仕事を ・市長はもっと観光大使になって外部に目立ってPRすべきである。
サービスの享受 ・家族や親類だけでなく誰もが受けられる子育て支援 ・平等に市民の意見 ・行政サービスは平等に受けられる	議員報酬 ・議会が少なく毎月給料をもらっている。日給制にしてはどうか ・時間制にしては。又は半日、1日単位等 ・小田原評定（長引く会議）は除外。事前に資料検討。 ・議員は報酬にあった仕事をすべき。 ・定数は少ないが、副収入を兼ねている議員はいるのか	職員（能力・人材育成） ・意識改革、機構改革の徹底 ・職員の業務に対する情熱を高める努力 ・職員の教育育成の充実 ・職員の正当な評価 ・職員は構成かつ効率的に職務する。 ・市職員はいつも100パーセントの仕事を目指して欲しい。 ・職員は市民参加のための案を考える（第1、第2、第3・・・と）
市民の権利 ・市民の権利をどの程度にするか ・生きる権利 ・市民の主体的、積極的な関わりが足りず新たな市民の権利を保障する必要がある ・市民は地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動、その他の自主的な活動を推進するとともに自由に自立した活動を営む事ができる。	議員定数 ・議員定数によって仕事をするのではなく必要数でよ ・少なくするばかりが良いとは思わない。必要な時（時期）によっては増やす事も考えては	市長の権限 ・市長に議会解散権を与える
知る権利 ・プライバシーの一言で情報が得にくい。特に役所等は発表しない。個人の全てを知りたい事でない。内容等により分別するべき。 ・市民は議会及び執行機関の保有する情報を知ることができる ・市民は平等に知る権利がある ・プライバシーの保護を先に出し協力しない ・人民の権利とプライバシー	政策立案 ・議会は地元根の生えた政策（立案）を考える ・議会の構成や運営に関して特に議会の政策立案や市民参加の規定がない	行政評価 ・PDCAサイクルの徹底
義務 ・一般市民は何をするにも積極的に関わりを持たず権利だけを主張する ・権利のみを主張し、義務は伴わない人が増えつつある ・市民は権利のみを主張するのではなく義務も負う ・何か問題が発生した時全て市が対応するのでなく「自分たちで出来ることは進んで実施する」が市民の基本的な義務である ・市民は互いを認め助け合う	自己研鑽 ・議員は品位と名誉を保持する ・議員は勉強すべき（自己研鑽）	情報発信 ・広報紙の発行内容等、発行時に広報車等でPRしては ・情報公開の発信を多く
その他 ・憲法の定めによる ・市民の責任については罰則を設けない ・市民の義務の範囲をどう定義するか ・市民の役割		